



# 山形県公報

平成19年7月13日(金)  
第1857号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 告 示

県議会定例会の閉会.....(財 政 課)...1061  
 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止.....(村山総合支庁福祉企画課)...1062  
 指定居宅介護支援事業者の指定.....( 同 )... 同  
 指定居宅介護支援事業者の指定に係る事業の廃止.....( 同 )... 同  
 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止.....( 同 )... 同  
 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業所の  
 名称の変更.....( 同 )...1063  
 旅館業法施行条例の規定による青少年の教育又は福祉に関する施設の指定.....(保健薬務課)... 同  
 県営土地改良事業の施行に伴う工事の完了.....(農村計画課)...1064  
 土地改良区の定款変更の認可.....(最上総合支庁農村計画課)... 同  
 同.....( 同 )... 同  
 山形県総合運動公園の利用料金.....(村山総合支庁建設総務課)... 同  
 県道の供用の開始.....( 同 )...1065  
 同.....( 同 )... 同  
 建築基準法の規定による指定構造計算適合性判定機関の指定.....(建築住宅課)...1066

### 公安委員会関係

#### 規 則

山形県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則..... 同

### 公 告

一般競争入札の公告.....(管 財 課)... 同  
 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請.....(置賜総合支庁企画振興課)...1067  
 特定非営利活動法人の設立の認証の申請.....(庄内総合支庁企画振興課)... 同  
 山形県地域防災計画の修正要旨の公表.....(総合防災課)...1068  
 一般競争入札の公告.....(出 納 局)... 同

### そ の 他

平成19年度行政書士試験の実施.....(市町村課)...1069

## 告 示

### 山形県告示第717号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第101条第1項の規定により平成19年6月19日招集した山形県議会定例会は、同年7月4日閉会した。

平成19年7月13日

山形県知事 齋 藤 弘

## 山形県告示第718号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成19年7月13日

山形県知事 齋藤 弘

| 指定居宅サービス事業者の名称及び所在地            | 事業所の名称及び所在地                               | 居宅サービスの種類 | 廃止年月日    |
|--------------------------------|-------------------------------------------|-----------|----------|
| アースサポート株式会社<br>東京都渋谷区本町一丁目8番7号 | アースサポート株式会社 山形在宅サービスセンター<br>山形市八日町一丁目2番2号 | 訪問介護      | 平成19.6.1 |
| アースサポート株式会社<br>東京都渋谷区本町一丁目8番7号 | アースサポート株式会社 山形在宅サービスセンター<br>山形市八日町一丁目2番2号 | 福祉用具貸与    | 同        |
| アースサポート株式会社<br>東京都渋谷区本町一丁目8番7号 | アースサポート株式会社 山形在宅サービスセンター<br>山形市八日町一丁目2番2号 | 特定福祉用具販売  | 同        |

## 山形県告示第719号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成19年7月13日

山形県知事 齋藤 弘

| 指定居宅介護支援事業者の名称及び所在地                           | 事業所の名称及び所在地                           | 指定年月日    |
|-----------------------------------------------|---------------------------------------|----------|
| 社会福祉法人明東会<br>東根市中島通り一丁目25号                    | 居宅介護支援事業所おさなぎ<br>東根市中島通り一丁目25号        | 平成19.6.8 |
| 有限会社ケアエンタープライズサポートオフィス<br>東京都品川区東五反田一丁目10番10号 | ハート訪問介護ステーション居宅介護支援事業所<br>山形市春日町5番15号 | 同 6.27   |

## 山形県告示第720号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成19年7月13日

山形県知事 齋藤 弘

| 指定居宅介護支援事業者の名称及び所在地         | 事業所の名称及び所在地                       | 廃止年月日     |
|-----------------------------|-----------------------------------|-----------|
| 有限会社CS須藤<br>山形市蔵王成沢2187番地の1 | 居宅介護支援事業所もりんケア<br>山形市蔵王成沢2187番地の3 | 平成19.5.31 |

## 山形県告示第721号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成19年7月13日

山形県知事 齋藤 弘

| 指定介護予防サービス事業者の名称及び所在地          | 事業所の名称及び所在地                               | 介護予防サービスの種類  | 廃止年月日      |
|--------------------------------|-------------------------------------------|--------------|------------|
| アースサポート株式会社<br>東京都渋谷区本町一丁目8番7号 | アースサポート株式会社 山形在宅サービスセンター<br>山形市八日町一丁目2番2号 | 介護予防訪問介護     | 平成19. 6. 1 |
| アースサポート株式会社<br>東京都渋谷区本町一丁目8番7号 | アースサポート株式会社 山形在宅サービスセンター<br>山形市八日町一丁目2番2号 | 介護予防福祉用具貸与   | 同          |
| アースサポート株式会社<br>東京都渋谷区本町一丁目8番7号 | アースサポート株式会社 山形在宅サービスセンター<br>山形市八日町一丁目2番2号 | 特定介護予防福祉用具販売 | 同          |

山形県告示第722号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成19年7月13日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地             | 事業所の名称及び所在地    |        | 障害福祉サービスの種類 | 変更年月日    |
|------------------------------------------|----------------|--------|-------------|----------|
|                                          | 変更前            | 変更後    |             |          |
| 特定非営利活動法人山形親子療育支援ネットワーク<br>山形市三日町二丁目1-71 | すぎの子           | すぎの子教室 | 児童デイサービス    | 平成19.4.1 |
|                                          | 山形市小白川町二丁目3-47 |        |             |          |

山形県告示第723号

旅館業法施行条例（昭和33年7月県条例第25号）第2条第1項第3号の規定により、青少年の教育又は福祉に関する施設を次のとおり指定し、昭和57年4月県告示第520号（旅館業法施行条例の規定による青少年の教育又は福祉に関する施設の指定）は、廃止する。

平成19年7月13日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条の4に規定する児童を一時保護する施設
- 2 へき地保育所（児童福祉法第24条第1項ただし書の規定を実施するため市町村長が設置するものをいう。）
- 3 社会教育調査規則（昭和35年文部省令第11号）第3条第9号に規定する青少年教育施設
- 4 社会教育調査規則第3条第11号に規定する社会体育施設
- 5 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の6第1項第1号に規定する職業能力開発校
- 6 農業改良助長法（昭和23年法律第165号）第7条第1項第5号に規定する農業者研修教育施設
- 7 学校教育法（昭和22年法律第26号）第82条の2に規定する専修学校（専門課程のみを置く専修学校を除く。）
- 8 学校教育法第83条第1項に規定する各種学校のうち、次に掲げるもの

| 名 称         | 所 在 地          |
|-------------|----------------|
| 山 形 理 容 学 校 | 山形市相生町8番5号     |
| 明 徳 予 備 校   | 山形市旅籠町三丁目2番14号 |

|         |             |
|---------|-------------|
| 鶴岡准看護学院 | 鶴岡市馬場町1番34号 |
|---------|-------------|

## 山形県告示第724号

県営土地改良事業の施行に伴う工事を次のとおり完了した。

平成19年 7月13日

山形県知事 齋 藤 弘

| 事業名         | 地区名 | 工事完了年月日     |
|-------------|-----|-------------|
| 経営体育成基盤整備事業 | 木ノ下 | 平成19年 5月29日 |

## 山形県告示第725号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成19年 7月13日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 土地改良区の名称  
清水堰土地改良区
- 2 事務所の所在地  
最上郡大蔵村合海71番地
- 3 認可年月日  
平成19年 7月 4日
- 4 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

## 山形県告示第726号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成19年 7月13日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 土地改良区の名称  
鮭川村宇津森土地改良区
- 2 事務所の所在地  
最上郡鮭川村大字庭月1978
- 3 認可年月日  
平成19年 7月 4日
- 4 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

## 山形県告示第727号

山形県都市公園条例（昭和55年 3月県条例第17号）第15条の4第2項の規定により、山形県総合運動公園の有料公園施設の利用料金を次のとおり承認した。

平成19年 7月13日

山形県知事 齋 藤 弘

1 利用料金

| 施 設   |             | 区 分                  |                 | 利 用 料 金                                                                                                                |              |
|-------|-------------|----------------------|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 屋外プール | レクリエーションプール | 児童生徒等<br>が使用する<br>場合 | 20人以上の団体で使用する場合 | 1人1回当たり 240円                                                                                                           |              |
|       |             |                      | 上記以外の<br>場合     | 平成19年 7月14日及び同<br>年 8月 5日に児童生徒等<br>以外の者 1人及び児童生<br>徒等 2人で使用する場合                                                        | 1人1回当たり 250円 |
|       |             |                      |                 | 上記以外の場合                                                                                                                | 1人1回当たり 300円 |
|       |             | 上記以外の<br>場合          | 20人以上の団体で使用する場合 |                                                                                                                        | 1人1回当たり 480円 |
|       |             |                      | 上記以外の<br>場合     | 平成19年 7月14日及び同<br>年 8月 5日に児童生徒等<br>以外の者 1人及び児童生<br>徒等 2人で使用する場合<br>並びに同年 7月22日に児<br>童生徒等以外の男性 1人<br>及び女性 1人で使用する<br>場合 | 1人1回当たり 500円 |
|       |             |                      |                 | 上記以外の場合                                                                                                                |              |

備考 この表において「児童生徒等」とは、幼稚園の幼児、小学校の児童、中学校もしくは高等学校の生徒又はこれらに準ずるものをいう。

2 適用期間

平成19年 7月14日から平成21年 3月31日まで

山形県告示第728号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成19年 7月13日から同月26日まで縦覧に供する。

平成19年 7月13日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路 線 名 山形白鷹線
- 2 供用開始の区間 山形市大字門伝字御貸山3149番 4 から  
同 3149番 5 まで
- 3 供用開始の期日 平成19年 7月13日

山形県告示第729号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成19年 7月13日から同月26日まで縦覧に供する。

平成19年 7月13日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路 線 名 山形白鷹線
- 2 供用開始の区間 山形市大字門伝字御貸山3149番 5 から  
同 字北ノ越2800番 7 まで
- 3 供用開始の期日 平成19年 7月13日

## 山形県告示第730号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第18条の2第1項の規定により、指定構造計算適合性判定機関を次のとおり指定した。

平成19年7月13日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所  
日本E R I株式会社  
東京都港区赤坂八丁目5番26号
- 2 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の名称及び所在地
  - (1) 事務所の名称 日本E R I株式会社本店  
事務所の所在地 東京都港区赤坂八丁目10番24号
  - (2) 事務所の名称 日本E R I株式会社仙台支店  
事務所の所在地 宮城県仙台市青葉区本町二丁目1番29号
- 3 業務の開始の日  
平成19年7月6日

## 公安委員会関係

### 規 則

山形県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年7月13日

山形県公安委員会  
委員長 中山 眞 一

## 山形県公安委員会規則第10号

山形県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

山形県警察の組織に関する規則(平成14年3月県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。  
第26条中第10号を第11号とし、第7号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 犯罪による収益の移転防止に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 公 告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、県有地の売買について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成19年7月13日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 入札の場所及び日時並びに入札に付する物件及び予定価格

| 場 所                          | 日 時                    | 入札に付する物件                              | 予定価格        |
|------------------------------|------------------------|---------------------------------------|-------------|
| 山形市松波二丁目8番1号<br>山形県庁 1001会議室 | 平成19年7月31日(火)<br>午前10時 | 天童市天童中二丁目9番3、同9番12<br>宅地 551.27平方メートル | 24,000,000円 |

- 2 入札参加者の資格  
次の各号に該当しない者
  - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者
  - (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、その事実があった後2年を経過しない者
- 3 契約条項を示す場所

## 総務部管財課

## 4 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札見積価格の100分の5以上の額  
 (2) 契約保証金 契約金額の100分の10以上の額

## 5 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

## 6 その他

## (1) 説明会の場所及び日時

| 入札に付する物件                              | 場 所                         | 日 時                    |
|---------------------------------------|-----------------------------|------------------------|
| 天童市天童中二丁目9番3、同9番12<br>宅地 551.27平方メートル | 山形市松波二丁目8番1号<br>山形県庁 202会議室 | 平成19年7月20日(金)<br>午前10時 |

(2) 郵便による入札は、認めない。

(3) 入札、入札条件及び契約に関する詳細については、総務部管財課(電話023(630)2066)に問い合わせること。

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成19年7月13日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 申請のあった年月日

平成19年7月2日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

## (1) 名 称

特定非営利活動法人 米沢ひまわりの家

## (2) 代表者の氏名

佐々木 公一郎

## (3) 主たる事務所の所在地

米沢市直江町7番地43号

## (4) 定款に記載された目的

この法人は、社会適応力などがまだ充分でない障害者に対し、社会生活及び企業就労などの能力を身につけるための指導訓練をはじめとする障害福祉サービス事業等を行い、社会福祉の向上に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成19年7月13日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 申請のあった年月日

平成19年6月28日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

## (1) 名 称

特定非営利活動法人 鶴岡ダルク

## (2) 代表者の氏名

本間 研二

## (3) 主たる事務所の所在地

鶴岡市中山字瓜沢60番地4

## (4) 定款に記載された目的

この法人は、薬物依存症や他の依存症で苦しんでいる人たちに対して、回復したいという意志を基に、回復のためのプログラムを提供し、回復の手助けをする。そして、依存症者が、自分の望む場所で自立的に生活し、自分の望む社会的役割を担うことができるように支援活動を行うことで、社会貢献に寄与することを目的とする。

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条第1項の規定により、山形県地域防災計画のうち震災対策編を次のとおり修正した。

平成19年7月13日

山形県防災会議会長  
山形県知事 齋藤 弘

### 1 国の防災基本計画の修正等に対応した対策の推進

- (1) 地域における防災教育の普及、企業における防災活動の促進等により県民運動の展開を図ることとした。
- (2) 避難方法の啓蒙、津波防災訓練の実施等の津波防災対策の推進を図ることとした。
- (3) 災害の急性期における医療活動を実施するため、災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣体制を整備することとした。
- (4) 災害時に迅速な情報収集を行うため、ITを活用した災害時医療提供体制を整備することとした。
- (5) 緊急地震速報、津波情報等の迅速な伝達を行うため、全国瞬時警報システム（J-Alert）の整備を図ることとした。
- (6) 多様な避難場所の確保、男女のニーズの違いに配慮した避難所運営等の環境整備を図ることとした。
- (7) 公営住宅のあっせん等により応急住宅の早期確保を図ることとした。
- (8) 適切な避難勧告等の発令が行われるよう、判断基準の明確化に努めることとした。

### 2 県の地震防災対策を踏まえた対策の推進

- (1) 地震被害想定調査結果に基づき、想定被害等の内容を更新することとした。
- (2) 災害ボランティアの受入体制を整備し、県ボランティア支援本部及び支部の活動の推進を図ることとした。
- (3) 防災資機材等の整備、孤立予防対策の推進等により孤立集落対策を推進することとした。
- (4) 食料、飲料水及び生活必需品等の備蓄を推進し、供給体制の整備を図ることとした。
- (5) 一般建築物及び公共建築物の耐震化を推進することとした。
- (6) 地震保険の普及及び啓発を図ることとした。
- (7) 避難支援プラン等に基づき、適切な災害時要援護者支援を実施することとした。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、ネットワーク接続用ノート型パソコン及び単体ノート型パソコンの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成19年7月13日

山形県知事 齋藤 弘

### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）
- (2) 日 時 平成19年8月23日（木）午前10時

### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び数量  
イ ネットワーク接続用ノート型パソコン 368式  
ロ 単体ノート型パソコン 236式
- (2) 調達をする物品の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 平成19年11月30日（金）
- (4) 納入場所 仕様書による。
- (5) 入札方法 (1)のイ及びロの総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 3 入札参加者の資格



次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 平成19年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成19年1月30日付け県公報第1811号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等  
山形市松波二丁目8番1号 山形県出納局経理課調達担当 電話番号023(630)2720
- 5 入札保証金及び契約保証金
  - (1) 入札保証金 免除する。
  - (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効  
入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定の方法  
山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。
- 8 契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- 9 その他
  - (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格確認申請書又は競争入札参加資格審査申請書、仕様書その他必要な書類（以下「申請書等」という。）を平成19年8月3日（金）午後1時までに契約事務を担当する部局等に提出すること。この場合において、申請書等を提出した者は、入札日の前日までに申請書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
  - (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
  - (3) この入札により調達をする物品の取得については、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約並びに財産の取得、管理及び処分に関する条例（昭和39年3月県条例第6号）第3条の規定により議会の議決を要する場合がある。
  - (4) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
  - (5) 詳細については入札説明書による。
- 10 Summary
  - (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Notebook-sized personal computer for network connection : 368 and Single purpose notebook-sized personal computer : 236
  - (2) Time-limit for tender : 10:00A.M. August 23, 2007
  - (3) Contact point for the notice : Commodity Supplies Section, Accounting Division, Treasury Bureau, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan  
TEL 023-630-2720

## そ の 他

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定による山形県知事の委任に係る平成19年度行政書士試験を次のとおり実施する。

平成19年7月13日

財団法人行政書士試験研究センター

理事長 池ノ内 祐 司

### 1 試験の日時

平成19年11月11日（日） 午後1時から午後4時まで

## 2 試験の場所

山形市蔵王飯田637番地 ウェルサンピア山形

## 3 試験の科目及び方法

## (1) 試験の科目

| 試験科目                      | 内容等                                                                                                                       |
|---------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 行政書士の業務に関し必要な法令等（出題数46題）  | 憲法、行政法（行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。）民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、平成19年4月1日現在施行されている法令に関して出題する。 |
| 行政書士の業務に関連する一般知識等（出題数14題） | 政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護、文章理解                                                                                                 |

## (2) 試験の方法

イ 試験は、筆記試験によって行う。

ロ 出題の形式は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式、「行政書士の業務に関連する一般知識等」は択一式とする。

## 4 受験手続

## (1) 郵送による受験申込み

イ 受付期間 平成19年8月6日（月）から同年9月7日（金）まで（同日までの消印があるものに限り受け付ける。）

ロ 受付場所 財団法人行政書士試験研究センター（受験願書と一緒に配布する封筒により配達記録郵便で郵送すること（あて先は印刷されている。））

ハ 提出書類 受験願書一式

ニ 受験手数料 7,000円（納付方法については、試験案内を参照すること。）

ホ 試験案内及び受験願書の配布方法、配布期間及び配布場所

## (イ) 郵送配布

平成19年8月6日（月）から同月31日（金）までに、140円分の切手を貼ったあて先明記の返信用封筒（角2号：A4サイズの用紙が折らずに入る大きさ）を同封の上、封筒の表に「願書請求」と朱書きして、下記あて先まで郵便で請求すること（同日まで必着のこと。）

あて先 〒100-8779 東京中央郵便局留 財団法人行政書士試験研究センター

## (ロ) 窓口配布

| 配布場所                 | 所在地               | 配布期間                                                      |
|----------------------|-------------------|-----------------------------------------------------------|
| 山形県総務部市町村課           | 山形市松波二丁目8番1号      | 平成19年8月6日（月）から同年9月7日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）午前8時30分から午後5時15分まで |
| 山形県村山総合支庁総務企画部企画振興課  | 山形市鉄砲町二丁目19番68号   |                                                           |
| 山形県村山総合支庁総務企画部西村山総務課 | 寒河江市大字西根字石川西355番地 |                                                           |
| 山形県村山総合支庁総務企画部北村山総務課 | 村山市楯岡笛田四丁目5番1号    |                                                           |
| 山形県最上総合支庁総務企画部企画振興課  | 新庄市金沢字大道上2034番地   |                                                           |
| 山形県置賜総合支庁総務企画部企画振興課  | 米沢市金池七丁目1番50号     |                                                           |
| 山形県置賜総合支庁総務企画部西置賜総務課 | 長井市高野町二丁目3番1号     |                                                           |

|                     |                            |                                                     |
|---------------------|----------------------------|-----------------------------------------------------|
| 山形県庄内総合支庁総務企画部企画振興課 | 東田川郡三川町大字横山字袖東19番1号        |                                                     |
| 山形県行政書士会            | 山形市荒楯町一丁目7番8号<br>山形県行政書士会館 | 平成19年8月6日(月)から同年9月7日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)午前9時から午後5時まで |

## (2) インターネットによる受験申込み

## イ 受験申込み画面への入力

財団法人行政書士試験研究センターのホームページ(<http://gyosei-shiken.or.jp>)からインターネット出願画面に接続し、画面の項目に従って必要事項を漏れなく入力すること。

## ロ 受験手数料

7,000円(財団法人行政書士試験研究センターが指定したクレジットカード(申込者本人名義のものに限る。)により決済すること。)

## ハ 受付期間

平成19年8月6日(月)午前9時から同年9月4日(火)午後5時まで。なお、この出願システムは、同日午後5時で終了し、接続中(入力中)であっても申込みができなくなるので注意すること。

## (3) 連絡先(問い合わせ先)

財団法人行政書士試験研究センター(電話番号 03-5251-5600)

## 5 特例措置の実施

身体の機能に著しい障がいのある方は、障がいの状況により必要な措置(点字試験を含む。)を講ずることがあるので、受験申込みに先立って必ず4の(3)の連絡先へ相談すること。

## 6 合格発表の日時及び方法

(1) 日 時 平成20年1月28日(月) 午前9時

(2) 方 法 財団法人行政書士試験研究センターの掲示板に合格者の受験番号を公示する。なお、公示後、受験者全員に可否通知書を郵送する。また、財団法人行政書士試験研究センターのホームページ(<http://gyosei-shiken.or.jp>)に合格者の受験番号を登載する。

平成19年7月13日印刷  
平成19年7月13日発行

発行所 山 形 県 庁  
発行人 山 形 県

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056